事 務 連 絡 平成24年1月25日

都道府県、保健所設置市、特別区水道行政担当部(局) 厚生労働大臣認可水道事業者 厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 国設専用水道の設置者

御中

厚生労働省健康局水道課

東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による 原子力損害への補償について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申 し上げます。

東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)における標記の補償に向けた取組については、9月2日付け事務連絡「福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への本補償に向けた取組について(情報提供)」で情報提供したところですが、今般、東京電力より別紙「上水道・工業用水道事業に対するご請求手続きについて」の連絡がまいりました。

つきまして、補償請求を予定されている水道事業者等におかれましては、別紙をご参照 の上、別添の「上水道分野の事前協議申し出書兼請求書」を下記連絡先にメール又は郵送 で提出し、東京電力に対する事前協議をお願いいたします(公印不要)。また、問い合わせ は下記メールアドレス宛にお送りください。

なお、本補償請求に関し、東京電力が水道事業者等向けに説明会を開催する予定と承知 しておりますので、その日程等は追ってご連絡いたします。

都道府県水道行政担当部(局)におかれましては、貴管下の都道府県知事認可水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道等の設置者に対して、保健所設置市、特別区水道行政担当部(局)におかれましては、貴管下の専用水道等の設置者に対して、それぞれ周知徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

連絡先: water@tepco. co. jp

T 1 0 0 - 8 5 6 0

東京都千代田区内幸町1-1-3

東京電力株式会社

福島原子力補償相談室 地域相談グループ

以上

平成24年1月24日東京電力株式会社

上水道・工業用水道事業に対するご請求手続きについて

I. 基本的な考え方

中間指針に基づき、上水道(用水供給、専用水道等を含む。以下同じ。)・工業用水道 事業に関して、水道水(工業用水を含む。以下同じ。)中の放射性物質の検査、検査結果・ 摂取制限等の住民への周知、代替水の配布、放射性物質除去対策、放射性物質を含んだ 汚泥の検査、保管や処分等について、政府による指示、利用者からの要求等に伴い支出 を余儀なくされた費用等は、原子力発電所事故と相当因果関係が認められるものについ て、必要かつ合理的な範囲内で賠償対象となると考えられます。

なお、上水道・工業用水道事業者さまが、当該副次産物の引き取りを忌避されたこと 等によって発生した損害(本来得られるはずの収入が得られない減収分、追加的に必要 な費用等)についても、相当因果関係が認められる範囲において賠償対象となると考え られます。

しかしながら、弊社は上水道・工業用水道事業に関する知見に乏しく、どのような損害がどの程度どのような経緯で発生したのか把握しきれておりません。このため、損害賠償額を算定する基準が出来ていない状況にあります。この度、「事前協議申出書兼賠償金ご請求書」という形式をとり、上水道・工業用水道事業者の方々が被った損害の内容を確認しながら賠償手続きを進めていく所存ですので、まずは、本様式でのご提出をお願いいたします。

本資料に例示した項目については、原則として、ご請求対象項目として考えております。しかしながら、実際にご請求頂いた内容を確認させて頂いた結果、費用項目の主旨 と異なる内容が含まれていた場合は、個々に協議をさせて頂き対象外とさせて頂く場合 がございます。

その結果として、「請求項目=賠償項目」とはならない場合があることはご理解ください。極力そのようなことが無いように事前協議にて、出来るだけ情報交換させて頂き共通認識の上ご請求頂けるように努めて参りますので、お手数をお掛けしますがご協力をお願いいたします。

また、賠償基準については、ご請求頂いた内容を確認させて頂く中で、情報交換させ て頂きながら分析・検討させて頂きたいと考えております。

ご請求頂いた後でも、賠償基準が策定された結果、ご請求内容の見直しをされる場合

は、お支払いの前であれば一端ご請求を取り下げて頂き再度ご請求頂くことも可能です。

なお、原子力発電所事故に伴い、事業に支障が生じたため現実に減収が生じた場合、 その減収分は、相当因果関係が認められる範囲内で賠償対象となる可能性があると考え られます。

但し、この減収分の賠償については、本事前協議申出書兼賠償金ご請求書の内容とそ ぐわないところが多いため、ご請求方法等については別途ご案内させて頂きたいと考え ておりますので、ご了解賜りたいと存じます。

※ 中間指針における考え方

「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等 に関する中間指針」

■「第6 その他の政府指示等に係る損害について」

- [対象] 前記第3ないし第5に掲げられた政府指示等のほか、事業活動に関する制限又は検査について、政府が本件事故に関し行う指示等に伴う損害を対象とする。
- (備考)同指示等は、水に係る摂取制限指導、水に係る放射性物質検査の指導、放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する指導及び学校等の校舎・校庭等の利用判断に関する指導等をいう。

「損害項目]

1 営業損害

(指針)

- I) 同指示等の対象事業者において、同指示等に伴い当該指示等に係る行為の制限を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたため、現実に減収が生じた場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。
- II)また、同指示等の対象事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用(商品の回収費用、保管費用、廃棄費用等)や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用(水道事業者による代替水の提供費用、除染費用、校庭・園庭における放射線量の低減費用等)も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。
- Ⅲ)さらに、<u>同指示等の解除後</u>も、<u>同指示等の対象事業者</u>において、当該指示等に伴い<u>事業に支障が生じたために減収があった場合</u>には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。また、同指示等の解除後に、<u>事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用</u>も、<u>必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる。</u>

■「第7 いわゆる風評被害について」

「1 一般的基準」

(指針)

- IV) 損害項目としては、消費者又は取引先により商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた次のものとする。
 - ③検査費用(物)

取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用

「4 製造業、サービス業等の風評被害」

(指針)

- I)前記2及び3に掲げるもののほか、製造業、サービス業等において、<u>本件事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による被害</u>のうち、以下に掲げる損害については、1Ⅲ)①の類型として、原則として本件事故との相当因果関係が認められる。
 - ③放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する政府による 指導等につき、
 - i) <u>指導等を受けた対象事業者</u>が、<u>当該副次産物の引き取りを忌避されたこ</u> と等によって発生したもの
 - ii) 当該副次産物を原材料として製品を製造していた事業者の当該製品に係るもの
 - ④水の放射性物質検査の指導を行っている都県において、事業者が本件事故以 降に取引先の要求等によって実施を余儀なくされた検査に係るもの

Ⅱ. 費用項目

以下の(1)~(3)に記載されている具体的な費用項目は、弊社事故に伴い上水道・ 工業用水道事業者の方々がご請求をお考えになっていると思われる費用項目例です。

弊社におきましては、別紙の事前協議申出書兼賠償金ご請求書に基づいてご請求をいただいた費用項目について、ご請求の内容、ご請求に係る具体的なご事情等も考慮のうえで、中間指針に基づいて検討させていただきます。

- ○費用の増加分が生じている場合には、通常要していた経費を差し引いてご請求をいただくことになります。
 - ・通常要していた経費の支出負担行為を確認できる書類をご提出していただき ます。

(1) 検査費用

(ア)水道水・汚泥等の放射能測定費用

- 放射能測定検査に対する委託報酬費用
- 放射能測定器の購入費用

- ・放射能測定に伴う検体の分析機関までの運搬・輸送費用(直接持ち込んだ場合の交通費を含む)
- ・需用費(検体を送るために購入した容器代) 等
- (イ)放射能測定に要した資機材費用
 - ・マスク等防御対策用品の購入費用 等
 - ※測定器本体は、水道水・汚泥等の放射能測定費用に該当
- (ウ)処分に伴う汚泥等のモニタリング費用

(2) 検査費用以外の費用

- (ア)水道水の検査結果・摂取制限等の周知費用
- (イ)ペットボトルの購入・調達・配布、給水車の出動の費用
- (ウ)放射性物質除去のための活性炭の購入・注入、覆蓋の設置等に係る費用、取水制限等の運転管理費の増加分、浄水池や配水池等の捨て水費用
- (エ)処理場・保管施設、運搬における除染に要した費用
- (オ)水処理で生じた汚泥等の処分費用
 - 通常より処分単価の高い処分方法で処分した場合の処分費用
 - ・通常より遠方の処分施設に運搬した場合の運搬費用 等
- (カ)汚泥販売ができなくなったことによる減収
- (キ)水処理で生じた汚泥等の運搬・保管費用
 - ・保管場所を数次にわたり移動させた場合の運搬費用
 - ・テント、コンテナ等保管施設の新設・仮設にかかる費用
 - ・保管に係る環境影響対策費用(袋詰め用の袋・活性炭・脱臭剤の購入費用等)
 - ・保管・搬出方法の変更に伴う施設改修費用(主たる目的が運搬・保管のための 改修)
 - ・処分先の受入拒否により、処分できなくなった汚泥等の運搬・保管費用 等
- (ク)電離放射線障害防止規則及び「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方(平成23年6月16日原子力災害対策本部)」に基づく作業員の安全管理に要した費用
- (ケ)汚泥等を利用可能な放射能レベルに調整するために要した費用
 - ・放射能レベルを低下させるため、レベルの低い汚泥と混合して処分するための 費用(運搬・撹拌・一時保管費用及び再資源化工場への搬出費用 等)
 - ・保管・搬出方法変更に伴う施設改修費用(主たる目的が放射能レベルの調整の ための改修) 等
- (コ)汚泥等の埋立費用
 - ・埋立地が確保されてから生じる埋立費用(埋立地までの運搬費用を含む)
 - ・ 埋め戻し材料変更による新たな埋め戻し材料の購入費用 等
- (サ)会議・委員会・検討会等の運営費

・地元住民への説明会における講師への報償費・会議等運営費

(3)人件費

- (ア)上記費用及び苦情・相談対応に係る人件費等
 - ・職員の出張に係る費用(交通費・燃料費等)
 - 時間外勤務手当
 - 電話等の通信費

Ⅲ. 請求の手続き

- (1)本事前協議申出書兼賠償金ご請求書による請求の対象となる方々
 - ・上水道・工業用水道事業者の方が対象となります。
 - ・その他事業者(下水道事業者等)の方々が被られた損害のご請求方法は別途ご案 内させていただいております。
- (2)本事前協議申出兼賠償金ご請求手続きの流れ
 - 別紙1のとおり

(3)請求明細

①請求の種類

- ·「新規」「請求対象期間変更」「今回請求なし」のいずれかをプルダウンメニュー から選択してください。
- ※「新規」: 当該費用項目を初めて適用するときは「新規」を選択してください。 「請求対象期間変更」: 既に適用した費用項目でご請求する場合は「請求対象期間変更」を選択してください。

「今回請求なし」: 既にご請求いただいた内容の場合は「今回請求なし」を選択してください。

②費用の種類

・各上水道・工業用水道事業者さまが負担した費用を分類しておりますので、かかる分類も踏まえて、該当すると思われる費用の種類をプルダウンメニューから選択してください。

③費用項目

- 該当する費用項目をプルダウンメニューから選択してください。
- ・処分費用と保管費用を同一の委託契約で支出している等、複数の費用項目にまたがっており明確な区別が困難な場合は、主たる費用項目がどちらなのかご判断をいただき、いずれかの費用項目をプルダウンメニューから選択していただき、内訳を添付してください。
- ・該当する費用項目がないと思われる場合は、「その他」をプルダウンメニューか

ら選択してください。

4)単位

・単位が一式の場合は、数量、単価は空欄で確認書類に内訳のわかる証明書類の 写しを添付してください。

⑤単価

- ・費用の算出に用いた単価をご記入ください。
- ・途中で単価が変更になった場合、変更の前後で別々にご記入いただくか、一式 でご記入をいただいて内訳を添付いただくことになります。
- 単位が一式の場合は、空欄としてください。

⑥数量

- ・費用の算出に用いた数量をご記入ください。
- ・数量が不明の場合は一式でご記入いただき、内訳を添付してください。
- ・単位が一式の場合は、空欄としてください。

⑦損害の概要

・弊社事故に伴って発生した被害の概要、損害額の考え方、及び損害の算定方法 等について具体的内容を記述してください。

⑧支出の確認書類

- ・上水道・工業用水道事業に係る政府による指示等の内容がわかるもの(費用支出の根拠となる通達・通知文書だけではなく政府機関等からの電子媒体による 指示等を含む)を添付してください。
- ・出金及びその内容を確認できる書類(請求書、納品書、支出負担行為票等)を添付してください。(必要に応じ、検査結果等を提出していただくことがあります。)
- ・調達内容(業務、物品、検査等)及びその調達内容が必要となった状況(理由) を確認できる書類(稟議書、起案書、承認書 契約書、仕様書等)を添付して ください。
- ※上記書類のご提出が難しい場合には、事前協議書兼賠償金請求明細の「損害の概要」欄に業務を実施することになった理由を詳しくお書きくださるようお願いします。
- ・地方公共団体においては、契約した際の関係書類(契約書、設計書、仕様書等) 及び積算根拠資料(見積書、積算基準等)の添付をお願いします。
 - ※随意契約の場合は、その理由書等の添付をお願いします。

(4)請求回数

・同一期間内に発生した損害を複数回に分けてご請求いただく場合と、長期間にわたり支出した費用を一定期間毎にご請求いただく場合が考えられますが、自治体さまのご都合によりご請求ください。

(5)請求時期

・平成23年3月11日から同年11月30日までに費用の支出が確定した損害について、平成24年2月1日より、随時、受付させていただきます。平成23年12月1日以降に費用の支出が確定した損害の請求時期は、別途ご案内させていただきます。

(6)支払時期

・誠に申し訳ございませんが、福島県内を始めとする個人や法人の方々への損害賠償金のお支払いについて一定の目処が立った段階で協議を開始させていただきますので、もうしばらくお待ちください。

(7)請求の終期

・現時点では、損害発生の具体的な終期を明言することができません。別途ご案内 させていただきます。

Ⅳ. 連絡問い合わせ先

(1)お問い合わせ先:water@tepco.co.jp(上水道・工業用水道事業者さま専用) 担当者不在の場合が多いことから電子メールでご連絡いただいた後、電話等に てご連絡させていただきます。

このメールアドレスに事前協議申出書をお送りいただいても構いません。

(2)事前協議申出書兼賠償金ご請求書郵送先

〒100-8560

東京都千代田区内幸町1-1-3

東京電力株式会社

福島原子力補償相談室 地域相談グループ 宛

以上

上水道・工業用水道事業者さま賠償請求手続きフロー

スタート

※他の請求様式・手続き も制約はありません。



上水道・工業用水道事業者さまより 「事前協議申出書兼賠償金ご請求書」を 東京電力福島原子力補償相談室へ郵送

・押印不要で協議いたします。



【郵送先】

〒100-8560 東京都千代田区内幸町1-1-3 東京電力株式会社 福島原子力補償相談室 地域相談グループ 宛

東京電力による内容の把握・分析



必要に応じて双方による事前協議

(場所は上水道・工業用水道事業者さまのご都合に合わせます)

- ※東京電力による上水道・工業用水道事業関係損害状況一覧表の作成
- 項目
- 数量
- ・メカニズム
-
 - ・修正再提出は自由です。



東京電力による賠償基準の策定



双方による賠償金額の交渉

(場所は上水道・工業用水道事業者さまのご都合に合わせます)

※東京電力から策定した賠償基準により算定された賠償金額を提示いたします



上水道・工業用水道事業者さまによる合意された金額での請求書の発行



賠償金のお支払い